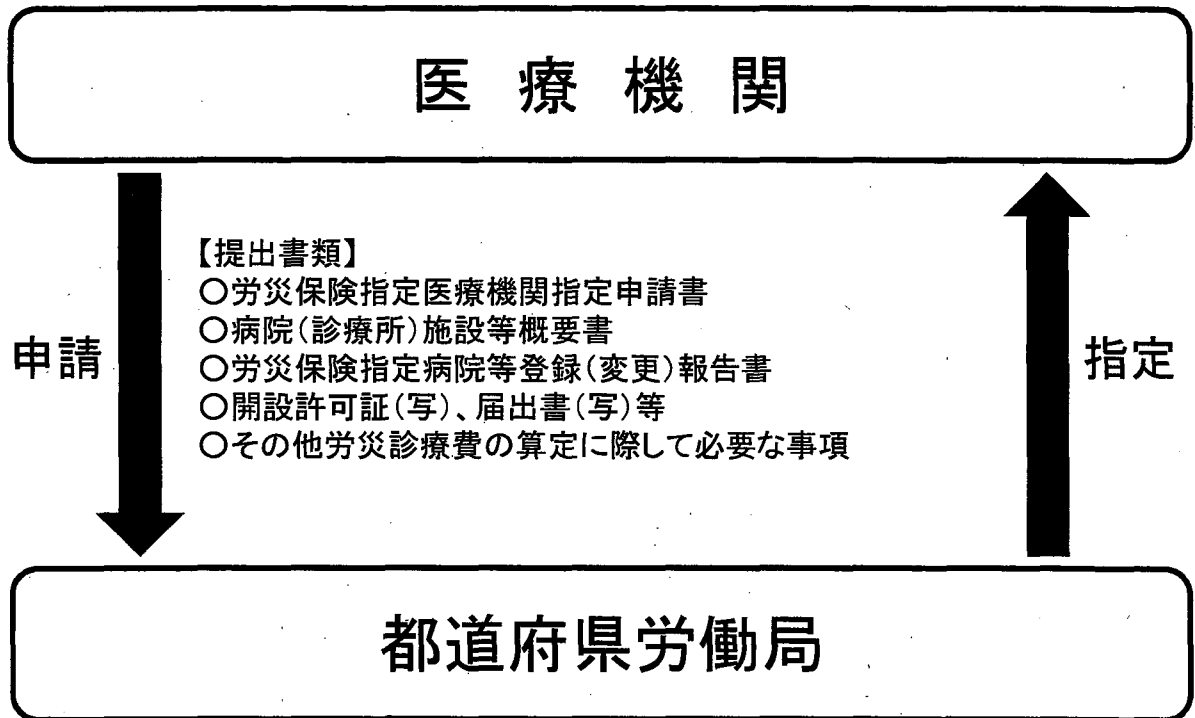


労災保険指定の手続きについて

指定申請の手続き



指定申請から指定までの期間

概ね3週間程度(47労働局平均値)

- 療養(補償)給付は療養の給付が原則であり、療養の費用の支給は例外的なもの。
- 被災労働者が医療機関で療養の費用を負担せずに済むよう指定医療機関の拡大の取組を進める必要。
- 被災労働者が受診した労災保険指定医療機関以外に対して労災保険指定医療機関になることの勧奨も有用

(参考)

労災保険指定医療機関・指定薬局数の推移

(単位：機関)

	指定医療機関	指定薬局	計
平成14年	32,190	32,225	64,415
平成15年	32,992	34,256	67,248
平成16年	33,857	36,239	70,096
平成17年	34,785	38,114	72,899
平成18年	35,776	40,188	75,964
平成19年	36,754	41,800	78,554
平成20年	37,629	43,473	81,102
平成21年	38,304	45,138	83,442
平成22年	38,871	46,691	85,562
平成23年	39,412	47,976	87,388

(注1)各年9月30日現在の機関数である。

(注2)機関数に労災病院は含まない。

【参考】保険医療機関等 227,000機関

(病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション)

労災診療費（費用請求分）支払状況《非指定医療機関への支払》

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支払件数(件)	91,738	86,611	88,231
支払金額(千円)	2,845,464	2,715,357	2,692,202